

富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件の一部を改正する件新旧対照条文

◎富士箱根伊豆国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年環境庁告示第六十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（区域の範囲） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 三 （略） 四 新島阿土山地区 東京都新島村阿土山の一部 五 二十二 （略） 2 （略） （大島差木地A地区、大島差木地B地区、新島阿土山地区、八丈島中之郷地区及び芦之湯地区に係る基準の特例） 第二条 大島差木地A地区、大島差木地B地区、新島阿土山地区、八丈島中之郷地区及び芦之湯地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第二十二項に規定する行為については、	（区域の範囲） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 三 （略） 四 二十一 （略） 2 （略） （大島差木地A地区、大島差木地B地区、八丈島中之郷地区及び芦之湯地区に係る基準の特例） 第二条 大島差木地A地区、大島差木地B地区、八丈島中之郷地区及び芦之湯地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第二十二項に規定する行為については、同項第四号中「と

同項第四号中「とき」とあるのは、「とき、又は地方公共団体が設置する一般廃棄物の最終処分場において廃棄物を埋め立てる場合であつて、修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないとき」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第三条（第十九条）（略）

き」とあるのは、「とき、又は地方公共団体が設置する一般廃棄物の最終処分場において廃棄物を埋め立てる場合であつて、修景等の措置によりその周辺の風致に著しい支障を及ぼすことのないとき」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第三条（第十九条）（略）